

住宅用火災警報器と連動した火災通報制度について

住宅火災の早期覚知方策のあり方に関する検討部会（第2回）

消防本部の火災通報制度の運用について

制度名称	消防本部	運用開始時期
住宅火災直接通報 住宅火災代理通報	東京消防庁	令和 2 年 4 月 1 日運用開始 (平成10年 9 月 1 日運用開始の「火災安全システム」から制度改正)
あんしんネット119 (緊通連動住警器)	京都市消防局	平成21年10月 1 日運用開始
火災警報器 (緊急通報システム連動型)	大阪市消防局	平成 4 年 4 月 1 日運用開始
火災通報装置 (自火報連動通報型)	各消防本部 (千葉市消防局、東京消防庁、横浜市消防局、京都市消防局、大阪市消防局)	平成27年 4 月 1 日 (社会福祉施設等に義務化) (消防法施行規則第25条第 3 項第 5 号)

※火災通報制度の運用に係る調査結果は【参考 2】参照

評価すべき事項

● 住宅用火災警報器等と連動した自動火災通報制度

- ・ 実火災の事案では、火災の通報及び消防隊の到着の迅速化が可能となり、要救助者の早期救出や延焼拡大防止に有効である。
- ・ 放置すれば火災に至ると思われる事案においても、自動通報により消防隊が早期に到着し、火災を未然に防ぐことが期待できる。
- ・ 住宅用火災警報器の鳴動で居住者が火災を認知していない場合でも、消防隊への通報が可能となる。
- ・ 住宅用火災警報器と連動した火災通報制度は、設置対象を高齢者居住宅等に限定しているため、奏功事例の主な居住者は高齢者であった。

奏功事例

- ◆ 消防隊が早期に到着したことにより、延焼拡大防止に有効であった事例
- ◆ 住宅用火災警報器の鳴動では火災を認知していなかったが、消防隊の到着で火災を認知した事例
- ◆ 住宅用火災警報器の鳴動により火災を認知したが、初期消火に失敗し、消防隊の到着により延焼拡大を防止できた事例



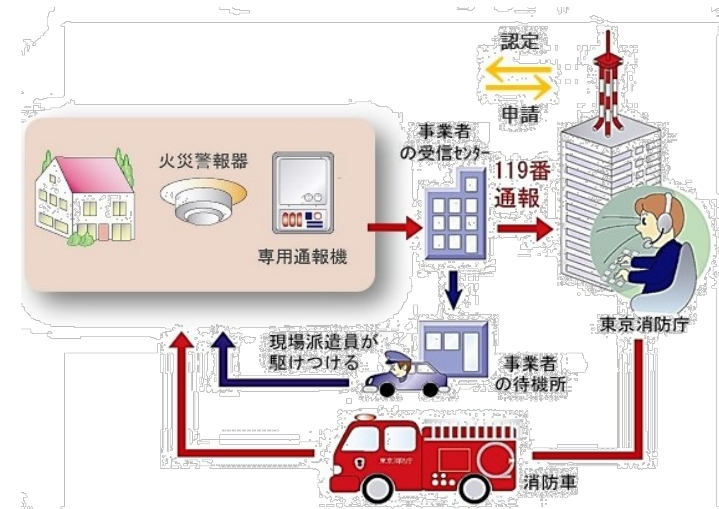
評価すべき事項

● 住宅用火災警報器と連動した代理通報事業者による通報制度

- ・ 代理通報事業者が現場確認前に通報を行うことで、現場確認後に通報を行う場合と比較すると、通報に要する時間を大幅に短縮することができる。
- ・ 代理通報事業者の現場派遣員との連携により、初期消火、要救助者の搬送協力等の初期対応を有効に行うことができる。
- ・ 放置すれば火災に至ると思われる事案においても、自動通報により消防隊が早期に到着し、火災を未然に防ぐことが期待できる。
- ・ 住宅用火災警報器の鳴動で居住者が火災を認知していない場合でも、消防隊への通報が可能となる。
- ・ 代理通報事業者がシステムを構築するため、機器の設置・メンテナンスが容易である。
- ・ 代理通報事業者が提供する防犯サービス等と合わせて通報制度のメリットを享受することができる。

奏功事例

- ◆ 現場派遣員が火災現場に先着し、意識のない要救助者を消防隊に引き継いだ事例
- ◆ 現場派遣員が火災現場に先着し、ガスコンロの閉鎖、救急要請等の初期対応を実施した事例



図：東京消防庁 住宅火災代理通報制度

課題となる事項

- ◆ 自動火災通報制度による出動のうち、実火災や放置すれば火災に至ると思われる事案は少数であり、非火災報※（火災の様相のない通報事案）が多くを占めること。
- ◆ 代理通報事業者が現場確認する前の通報を可能としているにも関わらず、現場を確認した後に通報する事案が散見されること。

➡ ① 非火災報対策の検討

- ◆ 現状の連動通報装置は固定電話回線を利用しているが、固定電話回線の加入契約者数は減少傾向にあり、今後は連動通報装置を利用できない住宅が増加することが予想されること。

➡ ② 固定電話回線以外の連動通報方式のあり方の検討

- ◆ 一般住宅への制度の展開や、周知が困難であること。

➡ ③ 制度の周知方法の検討

- ◆ 住宅用火災警報器や連動通報装置の定期的な維持管理が困難であること。

➡ ④ 効果的な維持管理の検討

- ◆ 通報事案の増加に伴い、消防力への影響が懸念されること。

➡ ⑤ 効果的な制度の運用の検討

自動火災通報制度と代理通報事業者による通報制度の比較

比較内容	自動火災通報制度	代理通報事業者による通報制度
通報時間	●住警器発報後、速やかに自動通報される	▲住警器発報後、代理通報事業者が通報
機器の維持管理	▲原則として制度利用者本人が実施	●代理通報事業者が契約に基づき実施
制度設計	▲利用者登録・利用料金・関係機関との連携・維持管理等の制度設計、予算措置等が必要	●消防機関と代理通報事業者間に関する制度設計が必要
想定される利用料金	主に住警器や連動通報装置の設置、維持管理に必要な費用を料金として設定	事業者が提供する防犯サービス等と合わせた料金設定
非火災報の件数	同程度	同程度

① 非火災報対策の検討

住宅用火災警報器等と連動した火災通報制度

代理通報事業者による通報制度

- ・ 本検討部会で対策を検討する「非火災報」とは、火災の様相のない通報事案とし、調理中に生じた煙で住宅用火災警報器が発報した事案などにおいても、放置すれば火災に至ることが想定されるものであれば、非火災報には含まないものとする。
- ・ 煙感知器における非火災報の具体的な例としては、調理中の蒸気による発報、室内のほこりや粉塵等による発報、感知器の経年劣化による故障等が挙げられる。

< 課題と対策の方向性 >

- ◆ 自動火災通報制度による出動のうち、実火災や放置すれば火災に至ると考えられる事案は少数であり、非火災報（火災の様相のない通報事案）が多くを占める。
 - ⇒ ・ 住宅用火災警報器が火災以外の要因で作動しないような適切な設置の推進
 - ・ 自動通報がなされた後、非火災報であることが確認できた場合の対策
 - ・ 非火災報が発生しにくい機器の開発

ハード面（住宅用火災警報器の設置等）に関する対策

- 住宅用火災警報器の適切な設置指導、火災通報制度の適切な利用方法の周知
 - 火災通報制度の登録時や、代理通報事業者との契約時に、住宅用火災警報器の適切な設置指導を行う。
 - 制度利用者等に対し、調理器具の蒸気や煙による影響を受けにくい位置や、換気口等の空気吹き出し口から離れた位置等へ住警器を設置するよう指導し、設置状況に起因する誤作動を防止する。
 - 消防職員や代理通報事業者による制度利用者宅への直接訪問による指導や、設置状況チェックリスト等の配布を実施する。
 - 連動通報装置は、目のつきやすい場所や容易にアクセスできる場所など、自動通報を中止する操作が行いやすい場所に設置する。
 - 火災通報制度の利用者や、代理通報事業者との契約者に対し、誤って自動通報がなされた場合の中止方法について周知する。

① 非火災報への対策

ソフト面に関する対策

- 登録電話番号等への折り返し電話による状況確認の実施
 - 火災出場指令後、消防機関からの折り返し電話により居住者等と連絡が取れ、非火災が確認できた場合は、火災出場を中止することとする。
 - 消防機関に登録する電話番号は、固定電話回線のみならず、携帯電話等での登録も可能とする。
 - 代理通報事業者による通報制度においても、消防機関への通報後、契約者等への折り返し電話による状況確認を実施させる。
- 監視機器等を活用した通報後の情報収集
 - 代理通報事業者は、現場確認前の通報をした後、他の監視機器（防犯カメラ、人感センサー等）等による情報収集を行い、非火災報であると判明した場合は速やかに消防機関へ連絡する。

その他

- 住警器本体の性能向上により、非火災報の低減を図る。

< 課題と対策の方向性 >

- ◆ 代理通報事業者が現場確認する前の通報を可能としているにも関わらず、現場を確認した後に通報する事案が散見される。

⇒ ・ 現場確認前の通報の徹底。

- 代理通報事業者の非火災報に対する認識の改善
 - 代理通報事業者が現場確認後に通報する事案が散見されることから、消防機関は代理通報事業者に対し、火災でなかった事案も放置すれば火災に至る可能性があることを認識させ、現場確認前の通報を徹底させる。

② 固定電話回線以外の連動通報方式のあり方の検討

住宅用火災警報器等と連動した火災通報制度

< 課題と対策の方向性 >

- ◆ 現状の連動通報装置は固定電話回線を利用しているが、固定電話回線の加入契約者数は減少傾向にあり、今後は連動通報装置を利用できない住宅が増加することが予想される。
- ⇒ 固定電話回線以外の方式での連動通報方式の検討

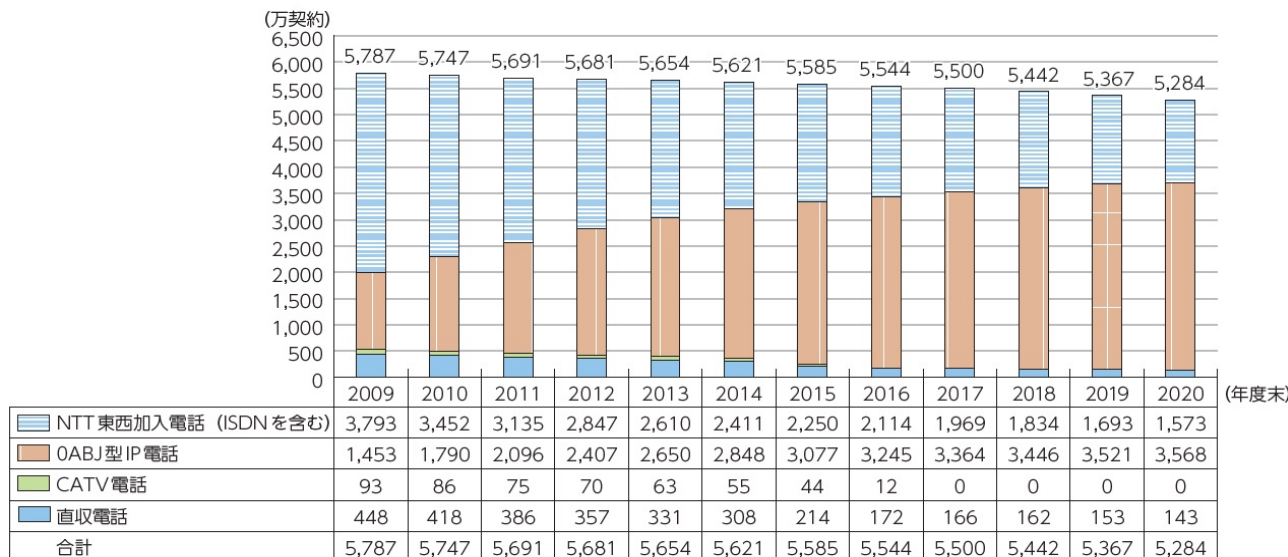
インターネット回線を活用した通報方式

- 固定電話回線の加入契約者数が減少傾向にあることから、住居のインターネット回線を活用した通報が可能な機器を開発する。
- 音声読み上げによる自動通報方式のほか、Net119による通報方式も可能とする。
- 自動通報が行われた際、制度利用者本人・利用者家族・近隣協力員等が所有するスマートフォンに通知を発信する機能の搭載等が考えられる。

参 考

固定電話の加入契約者数の推移

【出典】総務省 令和3年版情報通信白書



③ 制度の周知方法の検討

住宅用火災警報器等と連動した火災通報制度

代理通報事業者による通報制度

< 課題と対策の方向性 >

◆ 一般住宅への制度の展開や、周知が困難である。

- ⇒
- ・ 様々な関係機関との連携による周知
 - ・ 火災通報制度が効果的に機能する防火的配慮が必要な者（高齢者、身体不自由者等）に特化した周知

様々な関係機関との連携による周知

- 代理通報事業者による制度の周知を図る。
- 住宅用火災警報器の周知と同様に、住宅へ訪問する機会の多い事業者・団体等（電気事業者、ガス事業者、住宅産業・不動産関係者、福祉部局等）に対し、呼びかけを依頼する。

防火的配慮が必要な者への周知

福祉部局との連携

- 各自治体の福祉部局と連携し、防火的配慮が必要な者への情報共有を図る。
- 福祉部局の広報活動と合わせた火災通報制度の周知を依頼する。

町内会等との連携

- 町内会、自治会と連携し、防火的配慮が必要な者への情報共有を図る。
- 町内会、自治会内に対して、火災通報制度の周知を依頼する。

民間事業者との連絡

- 訪問介護事業者等と連携し、訪問介護事業者が要介護者宅を訪問する機会を通じ、火災通報制度の周知を依頼する。
- 通所型サービス事業者と連携し、施設利用者に対する火災通報制度の周知を依頼する。

④ 効果的な維持管理の検討

住宅用火災警報器等と連動した火災通報制度

代理通報事業者による通報制度

＜課題と対策の方向性＞

- ◆ 住宅用火災警報器や火災通報装置の定期的な維持管理が困難。
 - ⇒ ・住宅用火災警報器の維持管理のこれまで以上の推進
 - ・代理通報事業者を活用した維持管理

住宅用火災警報器・連動通報装置の維持管理

- 住宅用火災警報器は10年を目安とした交換が必要がある。連動通報装置はメーカーが定める方法でメンテナンスを行うこととする。
- 連動通報装置は、消防機関への通報がされない方法で点検できることが望ましい。
- 住宅へ訪問する機会の多い事業者・団体等（電気事業者、ガス事業者、住宅産業・不動産関係者、福祉部局等）に対し、制度利用者宅への訪問時に機器の維持管理を呼びかけるよう依頼するなど、連携体制の構築を図る。
- 代理通報事業者に対して、提供するシステムに加えて住宅用火災警報器の維持管理も行なうよう働きかける。
- 住宅用火災警報器等と連動した火災通報制度は、10年など一定の期間で登録更新の手続きを求めることとし、住宅用火災警報器の交換や連動通報装置の機能確認等を実施した上で登録の更新をする。

代理通報事業者の提供するシステムの維持管理

- 代理通報事業者は、システムのメンテナンス方法や更新時期を契約者に対し周知する。
- 代理通報事業者は、他に提供するサービスにより契約者宅を訪問する機会を捉え、システムのメンテナンスを実施する。

⑤ 効果的な制度の運用の検討

住宅用火災警報器等と連動した火災通報制度

代理通報事業者による通報制度

< 課題と対策の方向性 >

◆ 通報事案の増加に伴い、消防力への影響が懸念されること。

- ⇒
- ・ 火災通報制度の利用対象者の絞り込み
 - ・ 自動通報制度を前提とした出動計画の検討

火災通報制度適用条件の限定

- 効果的な制度の活用のため、防火的火災通報制度の利用対象者を、防火的配慮が必要とされる者等の自動通報が特に有効であると考えられる者に限定する。
- 防火的配慮が必要とされる者の例として、後期高齢者、独居世帯の高齢者、要介護認定を受けている者、身体障害等を有する者等が挙げられる。

自動通報事案への出動計画

- 自動通報が行われた火災事案は、消防隊の早期到着により延焼拡大前に対応することが期待できることから、初動は機動力を重視した少数の部隊による出場とするなど、効果的に制度を活用するとともに、消防力の負担増加を防止する。

その他

- 実火災以外の火災通報についても、放置すれば火災に至る可能性がある事案への出動であれば奏功事例として捉え、制度の有効性の検証に活用する。